

## 主要な政策に係る評価書（平成 29 年度実施政策）

	ページ
政策 5 地方財源の確保と地方財政の健全化 . . . . .	1
政策 7 選挙制度等の適切な運用 . . . . .	5
政策 11 放送分野における利用環境の整備 . . . . .	9
政策 12 情報通信技術利用環境の整備 . . . . .	15
政策 14 ICT分野における国際戦略の推進 . . . . .	25
政策 17 恩給行政の推進 . . . . .	29

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑤)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策5:地方財源の確保と地方財政の健全化			分野	地方行財政	
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:住民生活の安心・安全の確保、一億総活躍社会、地方創生の実現 [中間アウトカム]:極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、地方の安定的な財政運営のため、地方財政計画において標準的な水準における地方自治体の歳入・歳出総額を適切に見込むとともに、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずることにより必要な一般財源総額を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	16,541,212	15,907,001	16,809,007	16,488,667
		補正予算(b)	1,311,264	46,220	0	0
		繰越し等(c)	△342,918	1,497,257	91,852	
		合計(a+b+c)	17,509,557	17,450,478	16,900,859	
執行額		17,509,542	17,362,347	16,900,847		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
	平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)						
				年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>										
				27年度	28年度	29年度								
安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するために地方財政計画の策定等を実施	① 一般財源総額 一般財源比率 <アウトカム指標>	平成27年度一般財源総額 (通常収支分)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率 (通常収支分)66.9% 【26年度】	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。			地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 【29年度】	イ						
		2 地方債依存度 <アウトカム指標> 【AP改革項目関連:地方行財政改革・分野横断的な取組①】 【APのKPI】	平成27年度地方債依存度 (通常収支分)11.1% 【26年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。					経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【29年度】	イ				
		3 借入金残高 <アウトカム指標>	平成27年度末見込み 199兆円 【26年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。							経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【29年度】	イ		
		4 地方財政対策の状況 <アウトカム指標>	平成27年度財源不足額(通常収支分) 7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 【26年度】	平成28年度財源不足額(通常収支分) 5兆6,063億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆358億円 ・臨時財政対策債の発行 1兆283億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆7,880億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	平成29年度財源不足額(通常収支分) 6兆9,710億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆358億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆453億円 ・交付税特別会計借入金償還繰延べ 1,000億円 ・財源対策債の増発 7,900億円	平成30年度財源不足額(通常収支分) 6兆1,783億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 1兆4,017億円 ・臨時財政対策債の発行 3兆9,865億円 ・財源対策債の増発 7,900億円							地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 【29年度】	イ
		5 東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置の実施 <アウトカム指標>	震災復興特別交付税 平成27年度(当初) 5,898億円 【26年度】	被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する。										
	震災復興特別交付税 平成28年度(当初) 4,802億円	震災復興特別交付税 平成29年度(当初) 4,503億円	震災復興特別交付税 平成30年度(当初) 4,227億円											

地方財政の健全化を推進すること	地方財政の健全化のために地方公共団体財政健全化法の適切な運用等を実施	6	実質公債費比率等の状況 ＜アウトカム指標＞	実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。				実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。 【29年度】	イ
				○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.5%、 市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7%、 市町村51.0%	○平成26年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県13.1%、 市町村8.0% ・将来負担比率 都道府県187.0%、 市町村45.8%	○平成27年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県12.7%、 市町村7.4% ・将来負担比率 都道府県175.6%、 市町村38.9%	○平成28年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値 ・実質公債費比率 都道府県11.9%、 市町村6.9% ・将来負担比率 都道府県173.4%、 市町村34.5%		
				○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体 (18公営企業会計)	○平成26年度末における財政健全化団体等の数(平成26年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 11団体 (13公営企業会計)	○平成27年度末における財政健全化団体等の数(平成27年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 9団体 (10公営企業会計)	○平成28年度末における財政健全化団体等の数(平成28年度をもって計画を完了した団体を除く) ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 8団体 (9公営企業会計)		
				○平成25年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体 (7公営企業会計)	○平成26年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 2団体 (2公営企業会計)	○平成27年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 5団体 (5公営企業会計)	○平成28年度をもって計画を完了した団体の数 ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 0団体 (0公営企業会計)		
				○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体 (5公営企業会計) 【26年度】	○平成26年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 2団体 (2公営企業会計)	○平成27年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 3団体 (3公営企業会計)	○平成28年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数 ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体 (1公営企業会計)		

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	主要な指標と考えている測定指標1及びその他の測定指標のいずれも目標達成を示した。 したがって、本政策は「目標達成」とした。
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;「安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること」(測定指標1～5に対応)</p> <p>当該施策目標については、以下のとおり、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するという目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標1及び4について、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう、財源不足について適切に補填措置を講じつつ、地方税や地方交付税等の一般財源総額について、平成28年度から平成30年度において、基準値を上回る額を確保した。</li> <li>測定指標2及び3について、借入金残高を抑制するため、臨時財政対策債の発行額を抑制するとともに、交付税特別会計借入金の償還を行い、適正化に努めた。</li> <li>測定指標5について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう、所要の震災復興特別交付税を確保した。</li> </ul>	
		<p>&lt;施策目標&gt;「地方財政の健全化を推進すること」(測定指標6に対応)</p> <p>当該施策目標については、測定指標6について、実質公債費率等の平均値や財政健全化団体・経営健全化団体の数等が改善されており、地方財政の健全化を推進するという目標を達成することができた。</p>	
次期目標等への反映の方向性	<p>今後も引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講じることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、復興事業について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する必要がある。</p> <p>また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。</p>		
	(平成31年度予算概算要求に向けた考え方)		
	II 予算の継続・現状維持		
	平成31年度予算概算要求への主な反映内容	<p>今後も地方公共団体の財政健全化の取組を促進する必要があることから、引き続き、実質公債費比率等の改善に向け必要な調査研究を行うための予算を確保しつつも、調査研究の一環として行っている検討会の開催予定回数を8割程度に抑制するなどして、予算の効率化を図った。</p>	
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—		

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方財政審議会(堀場勇夫会長)において、今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応について検討を行い、地方一般財源総額の確保等についてご意見をいただいた。</li> <li>平成30年7月、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)欄についてご意見をいただき、評価書に反映させた。</li> </ul>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度地方財政計画の概要 <a href="http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html">http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html</a></li> <li>平成30年度地方財政白書 <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000538489.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000538489.pdf</a></li> <li>平成28年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報) <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000200.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000200.html</a></li> <li>平成28年度の財政再生計画等の実施状況報告の概要 <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000199.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000199.html</a></li> </ul>
-------------------------------	--

担当部局課室名	自治財政局財政課 他4課	作成責任者名	自治財政局財政課長 大沢 博	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	-----------------	--------	----------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

※5 表中の「AP」とは、「経済・財政再生アクション・プログラム」(平成28年12月21日経済財政諮問会議決定)であり、「KPI」は、進捗管理や測定に必要な主要な指標(Key Performance Indicator)のことである。

政府全体で、APと政策評価との連携を図るため、APに関連する指標等にはその旨明記することとなっている。

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑦)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策7:選挙制度等の適切な運用			分野	地方行財政	
政策の概要	社会ニーズ等に対応した選挙制度に係る調査研究、選挙の管理執行体制の改善や選挙制度の周知等を実施するとともに、政治資金収支報告書の公表等による政治資金の透明化を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	最終アウトカム:民主政治の健全な発達 中間アウトカム:日本国憲法に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	185	53,680	201	185
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	1,976	779	63,184	
		合計(a+b+c)	2,162	54,459	63,385	
執行額	1,643	53,738	59,833			

(注)平成28年度は参議院議員通常選挙、平成29年度は衆議院議員総選挙のため予算が大幅に増額している。  
計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣 の重要政策(施政方 針演説等のうち主な もの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	施策手段	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)		基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)		目標(値) 【年度】	達成 (※3)
					年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>			
					28年度	29年度		
公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること	有権者が投票しやすい環境を整備し、投票率の向上を図る	①	有権者が投票しやすい環境整備の方策等の検討及び実施 ＜アウトプット指標＞	学識経験者・実務者で構成する「投票環境の向上方策等に関する研究会」にて①在外選挙人名簿登録の利便性向上、②選挙人名簿の閲覧制度、③ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性を柱に各方策の検討を実施 【27年度】	平成27年度に取りまとめた研究会中間報告を踏まえて、実施可能なものから制度改正を実施するとともに、研究会の最終報告を取りまとめる	平成28年度に取りまとめ予定の研究会最終報告等を踏まえて、実施可能なものから、制度改正を実施	平成28年度に取りまとめ予定の研究会最終報告等を踏まえて、実施可能なものから、制度改正を実施 【29年度】	イ
					平成28年9月に報告を取りまとめた。中間報告や報告を踏まえ、平成28年7月の参院選に向けて、共通投票所の設置や期日前投票の投票時間の弾力化などの公選法改正を行った。その後、在外選挙人名簿の登録制度の見直しや国民審査の期日前投票期間の見直しをはじめ、不在者投票の投票用紙等のオンライン請求などの所要の改正を行った。	平成29年6月に、選挙人名簿の閲覧制度の見直しを施行し、平成30年6月に施行予定の在外選挙人名簿の登録制度の見直しに係る施行準備を行った。		
選挙制度の確立に寄与することを目的とした調査研究の実施	選挙制度に関する調査研究 ＜アウトプット指標＞	2	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【27年度】	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施	選挙制度に関する調査研究の適切な実施 【29年度】	イ
				「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。平成28年9月には、(1)在外選挙人名簿登録の利便性向上(2)選挙人名簿の閲覧制度(3)ICTを活用した将来の投票環境向上の可能性について報告書を取りまとめた。	「投票環境の向上方策等に関する研究会」の開催等を通じて、選挙制度に関する調査研究を実施した。平成29年6月には、郵便等投票の対象となる要介護者の範囲に係る検討など高齢者の投票環境の向上について報告書を取りまとめた。			
公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること	主権者教育の推進のため、国民の選挙に対する意識を向上させること	3	常時啓発事業の実施等 ＜アウトプット指標＞	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施 【27年度】	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施	参加・実践等を通じた政治意識の向上事業や主権者教育推進方策のさらなる推進を図り、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業などを実施 【29年度】	イ
				・高校生向け副教材：生徒用 約130万部、教師用約1万2千部 ・出前授業：実施選管894団体、実施高校1,889校 ・若者啓発イベントを開催。参加者：約200人 ・モデル事業：6件実施 ・研修事業：21件実施 ・成人用参加型学習教材を作成	・高校生向け副教材：生徒用 約130万部、教師用約1万4千部 ・出前授業：実施選管800団体、実施高校1,495校(いずれも平成29年12月までの実績及び1月～3月までの見込) ・若者啓発イベントの開催。参加者：約1,100人(Youtube Live視聴者を含む) ・主権者教育アドバイザー派遣制度の新設：39件実施 ・モデル事業：7件実施 ・研修事業：21件実施 ・若者啓発クイズ動画の作成 ・大学生等による選挙出前授業モデルの作成 ・選挙出前授業見本市の開催			

公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること	制度内容の周知啓発による環境整備	4	制度の認知度 <アウトカム指標>	制度の認知度:約65%(第18回統一地方選意識調査報告書(平成28年2月現在)による) 【27年度】	制度の認知度:80%以上		制度の認知度:80%以上 【29年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、新1年生に配布した。</li> <li>・制度の認知度:83.6%(第24回参議院議員通常選挙全国意識調査(平成29年3月)による)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生向け副教材の中で解説ページを設け、新1年生に配布した。</li> <li>・制度の認知度:82.8%(第48回衆議院議員総選挙全国意識調査(平成30年7月)による)</li> </ul>			
政治資金の透明性を確保すること	可能な限り多くの政治団体の収支報告書が提出され、その内容が公開されること	5	総務大臣届出政治団体の収支報告書提出率(収支報告書定期公表率) <アウトプット指標>	政党本部:100% 政党支部:98.9% 政治資金団体:100% 【平成26年分収支報告】 【27年度】	政党、政治資金団体について、提出率100%		政党、政治資金団体について、提出率100% 【29年度】	イ
				政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【平成27年分収支報告】	政党本部:100% 政党支部:100% 政治資金団体:100% 【平成28年分収支報告】			
				国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率:95.1% 【平成24年分~平成26年分収支報告】 【27年度】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分~平成27年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分~平成28年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分~平成28年分収支報告】	国会議員関係政治団体について、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分~平成28年分収支報告】 【29年度】
政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:88.4% 【平成24年分~平成26年分収支報告】 【27年度】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成25年分~平成27年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分~平成28年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分~平成28年分収支報告】	政治団体全体で、過去3カ年平均の提出率以上 【平成26年分~平成28年分収支報告】 【29年度】	イ			
政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:88.8% 【平成25年分~平成27年分収支報告】	政治団体全体の過去3カ年平均の提出率:89.6% 【平成26年分~平成28年分収支報告】							

評価結果	目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	主な指標である測定指標1は、研究会の最終報告を踏まえた有権者の投票環境の整備を図るための制度改正を行ったところであり、達成すべき目標に照らし、目標達成とした。他の指標も目標達成又は目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示したことから、政策全体として「目標達成」とした。
	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<施策目標>公職選挙法の趣旨に則り、選挙制度の確立に寄与すること ・測定指標1については、研究会の中間報告や最終報告を踏まえた法改正を行い、有権者の投票環境の向上を図るなど、目標を達成できた。 ・測定指標2については、これまで実施された選挙の実施を踏まえ、選挙制度に関する調査研究の適切な実施を行い、目標を達成した。	
		<施策目標>公明かつ適正な選挙執行を実現するため、国民の選挙に対する意識を向上させること 測定指標3については、高校生副教材の作成や、主権者教育モデル事業、研修事業など常時啓発事業を着実に実施してきたことにより、目標を達成できた。	
		<施策目標>公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、国民投票制度の認知度を高めること 測定指標4については、総務省のHPで制度内容の周知をしているほか、高校生向け副教材で解説ページを設け、新1年生に配布した等の取組を実施し、意識調査における制度の認知度が80%以上であったことから目標を達成できた。	
次期目標等への反映の方向性	<施策目標>政治資金の透明性を確保すること 測定指標5については、収支報告書の提出率は国会議員関係政治団体の過去3カ年平均の提出率(平成28年度)が若干下回ったことを除いて、年度毎の目標を上回る実績が得られたことから、当該施策目標については、概ね目標を達成できた。		
	・測定指標1については、有権者が投票しやすい環境を整備するため、引き続き、選挙制度に関する調査研究を行い、実現可能なものから制度改正を実施していく。 ・測定指標2については、有権者が投票しやすい環境を整備するため、引き続き、選挙制度に関する調査研究を実施することとするもの、測定指標1と内容が重複することが多いことから、次期評価からは測定指標1に統合する。 ・測定指標3については、主権者教育推進のため、引き続き、常時啓発事業等を実施していく。 ・測定指標4については、公明かつ適正な国民投票の執行を実現するため、引き続き、国民投票制度の認知度を高める施策を実施していく。 ・測定指標5については、一部が目標未達成の結果であったことを踏まえ、引き続き、政治資金の透明性の確保を図ることとする。		
	我が国の民主政治の健全な発達のため、日本国憲法の精神に則り、選挙制度を確立し、その選挙が公明且つ適正に行われることを確保するとともに、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、政治資金の収支の状況を明らかにし、公明で公正な政治活動を確保することが求められていることから、上記評価を踏まえると、引き続き、これらの施策を実施することとする。 (平成31年度予算概算要求に向けた考え方) II 予算の継続・現状維持		
	平成31年度予算概算要求への主な反映内容	参加・実践等を通じた政治意識向上に要する経費について、これまでの執行実績及び政策評価結果を踏まえ、必要な予算の要求を行った。	
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	

学識経験を有する者の知見等の活用	・平成30年7月、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生から、評価結果の政策の分析の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	・投票環境の向上方策等に関する研究会 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/touhyoukankyou_koujyou/index.html">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/touhyoukankyou_koujyou/index.html</a> ) ・第18回統一地方選意識調査報告書(公益財団法人 明るい選挙推進協会 <a href="http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/">http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/</a> ) ・第24回参議院議員通常選挙全国意識調査(公益財団法人 明るい選挙推進協会 <a href="http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/">http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/</a> ) ・第48回衆議院議員総選挙全国意識調査(公益財団法人 明るい選挙推進協会 <a href="http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/">http://www.akaruisenkyo.or.jp/060project/066search/</a> ) ・政治資金収支報告書 ( <a href="http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin">http://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin</a> )
-------------------------------	---

担当部局課室名	自治行政局選挙部選挙課、管理課、政治資金課他3室	作成責任者名	自治行政局選挙部管理課長 笠置 隆範	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	--------------------------	--------	--------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑪)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策11:放送分野における利用環境の整備		分野	情報通信(ICT政策)		
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	<p>[最終アウトカム]:技術革新やそれに伴う環境変化が急速である放送分野において国民生活の利便性等の向上を図るとともに、我が国の対外情報発信力を強化する。</p> <p>[中間アウトカム]:放送制度の必要な見直しを検討・実施するとともに、我が国の重要な政策及び国際問題に対する公的見解並びに我が国の経済・社会・地域及び文化の動向や実情を正しく伝えることにより、我が国に対する正しい認識・理解・関心を培い、普及させ、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させるため、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請する。</p>					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	3,592	3,592	4,610	3,956
		補正予算(b)	100	0	1,500	0
		繰越し等(c)	290	160	△ 1,870	
		合計(a+b+c)	3,982	3,752	4,240	
執行額	3,974	3,697	4,072			

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	—	—	—

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主 要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
			27年度	28年度	29年度		
放送が基幹メディアとしての公共的役割を果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること	放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等による環境整備	① 施策目標を達成するための放送制度の在り方等についての検討の実施 <アウトプット指標>	<p>社会経済状況等の変化等に対応するために、有料放送サービスの受信者保護等に関し、必要な制度整備を実施。</p> <p>・平成30年に衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送(BS等4K・8K放送)を実施するために必要な関係省令等の整備案の意見公募等を実施。</p> <p>・有料放送サービスの受信者保護の提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正。 【26年度】</p> <p>・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実広告や事実不告知の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 【26年度】</p>	<p>社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。</p> <p>・有料放送サービスの受信者保護の拡充を内容とする改正放送法の施行に向け、関係省令等を改正し公布・施行。また、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」を策定・公表。</p> <p>・BS左旋及び東経110度CS左旋が使用可能になることにより、衛星基幹放送に使用可能なトランスポンダ総数が増加すること等を踏まえ、関係省令の改正を行い、申請者等が使用可能なトランスポンダ数の制限を緩和。</p> <p>・「放送を巡る諸課題に関する検討会「視聴環境分科会」及び同分科会の下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」を設置し、放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン及び解説について、改正個人情報保護法の施行に伴い必要となる改正事項等の検討を実施。検討を踏まえ、当該ガイドライン及び解説の改正案について意見公募を実施。</p>	<p>社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。</p> <p>・放送受信者等の権利利益を保護し、放送の健全な発達に寄与することを目的として、「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第159号)」を制定(平成29年4月)。</p> <p>・必要な制度整備に関する検討を行うため、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」等を設置。</p> <p>・平成29年11月に策定・公表された規制改革推進会議第二次答申及び「新しい経済政策パッケージ」(同年12月8日閣議決定)における、放送用周波数の有効活用について検討を行うという提言を受け、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の下に、「放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会」を平成30年1月に設置。</p> <p>・また、衛星放送については、放送の高度化に伴う衛星放送の将来的なあり方等について検討することを目的として、上記分科会の下に、「衛星放送の未来像に関するワーキンググループ」を平成30年2月に設置。</p>	社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を実施。 【29年度】	イ

<p>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p>	<p>臨時災害放送局の円滑化を図るため、送信点調査や運用訓練等を実施</p>	<p>2</p>	<p>臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施回数 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局(※)を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。 【26年度】 ※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p> <p>23回 (このほか、説明会を53回実施)</p> <p>&lt;内訳&gt; ・北海道局:6回 ・信越局:6回 ・四国局:8回 ・九州局:3回</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p> <p>11回 (このほか、説明会を19回実施)</p> <p>&lt;内訳&gt; ・北海道局:-回 ・信越局:-回 ・四国局:9回 ・九州局:2回</p>	<p>送信点調査、運用訓練等の実施回数 8回 (4局×2回)</p> <p>17回 (このほか、説明会を17回実施)</p> <p>&lt;内訳&gt; ・北海道局:2回 ・信越局:4回 ・四国局:8回 ・九州局:3回</p>	<p>機器配備の総合通信局(4局)において、少なくとも各年度2回の送信点調査、運用訓練等の実施。 【29年度】</p>	<p>イ</p>
<p>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の実を図ること</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付</p>	<p>3</p>	<p>テレビ国際放送の受信環境整備状況 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。 【26年度】</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p> <p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.1億世帯に増加。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p> <p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.2億世帯に増加。</p>	<p>ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。</p> <p>NHKにおいて、きめ細やかな受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2.4億世帯に増加。</p>	<p>引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、ケーブルテレビのチャンネル確保等、きめ細やかな受信環境の整備を一層推進。 【29年度】</p>	<p>イ</p>
<p>被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p>	<p>放送ネットワーク整備支援や避難情報など、放送ネットワークに対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること(固定資産税)による環境整備</p>	<p>4</p>	<p>自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率 &lt;アウトプット指標&gt;</p>	<p>19% 【25年度】</p>	<p>30%</p> <p>55%</p>	<p>60%</p> <p>73%</p>	<p>80%</p> <p>86%</p>	<p>100% 【30年度】</p>	<p>イ</p>

ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること	条件不利地域等におけるケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部を補助	5	ケーブルテレビ網の光化等の整備費用補助の実施状況(件数、金額) <アウトプット指標>	ケーブルテレビ網において、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、当該網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた。  【28年度】			ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。 (8件、8.8億円程度の補助を想定。)	ケーブルテレビ網の光化等の整備費用の一部補助を実施。 【29年度】	イ
							10件、8.3億円の交付決定。		

目標達成度の測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	測定指標の目標の全てが達成されたことから、本政策については「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;放送が基幹メディアとしての公共的役割を適切に果たしつつ国民視聴者の多様なニーズに応えるために必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性の向上等に寄与すること</p> <p>・測定指標①については、放送を取り巻く環境変化を踏まえ、放送法関係省令等の改正、極小規模な難聴地域を解消するためのラジオのギャップファイラーの導入のために必要な制度整備、「有料放送分野の消費者保護ルールに関するガイドライン」及び「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」等の策定を行うとともに、「放送を巡る諸課題に関する検討会」において平成30年7月に取りまとめられた「第二次取りまとめ(案)」について意見募集を行うなど、多様なニーズに応えるための制度整備等に向けた取組を進めることにより目標を達成することができた。</p>	
	<p>&lt;施策目標&gt;総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p> <p>・測定指標2については、総合通信局において、平時における地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練で、年度ごとの目標値を超える回数の送信点調査や運用訓練等を実施したことにより目標を上回ることができた。 平成27年度から平成29年度の間、総務省配備の臨時災害放送局用機器について、平成28年度は熊本地震発災に伴い3台(九州、北海道及び信越の各総合通信局配備)、平成29年度は九州北部豪雨発災に伴い1台(九州総合通信局配備)をそれぞれ被災の地方公共団体に貸与し迅速に開設する等実際の災害対応で活用したところ、平時においては、当該機器の使用期間が限定されたなか、各総合通信局においては、地方公共団体とともに送信点調査や運用訓練を実施し、年度ごとの全実施回数はそれぞれ目標値を超え、全体として目標を達成することができた。 平成30年度も7月豪雨で既に総務省配備の機器を6台中3台被災の地方公共団体に貸与して臨時災害放送局を開設したところであり、引き続き、有事の際に臨時災害放送局の迅速な開設ができるよう取り組むことが必要と考えている。 なお、四国では南海トラフ地震に対する防災意識が高い自治体が多いこともあり、四国総合通信局から積極的に働きかけた結果、他地域に比べて実施回数が多くなっている。</p>	
	<p>&lt;施策目標&gt;我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p> <p>・測定指標3については、NHKに対しテレビ国際放送の実施を要請したこと等を受けて、NHKにおいて受信可能世帯の拡大に向け、受信環境の整備を実施したことにより、目標を達成することができた。</p>	
	<p>&lt;施策目標&gt;被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること</p> <p>・測定指標4については地上基幹放送ネットワーク整備支援事業の活用により、年度ごとの目標(値)を上回ったことにより達成することができた。 非常災害時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化のため、放送事業者において地上基幹放送ネットワーク整備事業も活用してAMラジオ放送の親局に係るFM補完中継局の整備が図られた結果、年度ごとの整備の目標値を上回り、平成29年度時点で86%の整備を達成することができた。平成30年度は残りの局の整備が見込まれ、同年度に100%の目標を達成できる見込みである。</p>	
	<p>&lt;施策目標&gt;ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること</p> <p>・測定指標5については、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、ケーブルテレビ網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた当該補助制度の運用により、平成29年度に当初想定した程度の整備費用の補助を実施し、目標を達成することができた。</p>	
評価結果	<p>&lt;施策目標&gt;ケーブルテレビ網の光化を促進することにより、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に寄与すること</p> <p>・測定指標5については、災害時等の確実かつ安定的な情報伝達の確保、及び4K・8Kの視聴環境の構築に資するため、ケーブルテレビ網の光化を促進する補助制度の創設を要求し、認められた当該補助制度の運用により、平成29年度に当初想定した程度の整備費用の補助を実施し、目標を達成することができた。</p>	
	<p>・測定指標①については、規制改革推進会議において、通信と放送の融合の進展をはじめとする環境変化を踏まえ、放送事業を取り巻く課題を解決する観点から、放送を巡る規制改革について検討・審議が行われ、平成30年6月4日に「第三次答申」を取りまとめられるとともに、具体的な措置事項については同月15日に「規制改革実施計画」として閣議決定された。規制改革実施計画に記載されている項目の中には、NHKの常時同時配信や放送用周波数の有効活用、NHKを巡る様々な課題、放送政策のあり方についての総合的な点検等が含まれており、今後、適時適切にフォローアップを実施する。また、上述のとおり、「放送を巡る諸課題に関する検討会」の「第二次取りまとめ(案)」における意見募集の結果等を踏まえながら、引き続き検討を進めていく。</p> <p>・測定指標2については、目標は上回っているものの、災害時における迅速な臨時災害放送局等の開設を図るため、平時において地方公共団体が行う送信点調査や運用訓練等に臨時災害放送局用の送信機等を活用する。</p> <p>・測定指標3については、上述のとおり、施策目標は達成できていくと認められることから、引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請していく。</p> <p>・測定指標4については、年度ごとの目標を上回っているものの、目標年度に向けて、放送ネットワーク支援整備事業を効率的・効果的に実施する。</p> <p>・測定指標5については、目標を達成しているが、次期の測定指標については、より進展の測定が可能な「ケーブルテレビの光化率」(ケーブルテレビ加入世帯のうち、FTTH方式の加入世帯数)に見直す予定。</p>	
	<p>(今後の政策の方向性) メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるためには、上記の政策評価の結果を踏まえると、「放送を巡る諸課題に関する検討会」(下部会合含む)における議論の進展及び取りまとめの策定・公表に向けた取組のほか、災害時における迅速な臨時災害放送局等の開設、テレビ国際放送の充実、地上基幹放送ネットワーク整備支援事業の活用、ケーブルテレビ網の光化の促進に向けた取組を引き続き実施するとともに、さらに充実させていく必要がある。</p>	
	<p>(平成31年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>	
次期目標等への反映の方向性	平成31年度予算概算要求への主な反映内容	放送ネットワーク整備支援事業のうち、放送ネットワークの強靱化を図るため、地上基幹放送ネットワーク整備及びケーブルテレビネットワーク光化整備の経費について、予算の増額要求を行う。
	税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	

学識経験を有する者の知見等の活用	平成30年7月、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の西出順郎教授及び鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から、測定指標及び評価結果欄等の記述について御意見をいただき、評価書等に反映させた。
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放送を巡る諸課題に関する検討会、放送サービスの未来像を見据えた周波数有効活用に関する検討分科会 (<a href="http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/">http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/housou_kadai/</a>)</li> <li>・「放送を巡る諸課題に関する検討会」第二次取りまとめ(案)についての意見募集 (<a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000152.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000152.html</a>)</li> <li>・規制改革推進に関する第3次答申(平成30年6月4日) (<a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/180604/toshin.pdf">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/180604/toshin.pdf</a>)</li> <li>・新しい経済政策パッケージ(平成29年12月8日) (<a href="http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf">http://www5.cao.go.jp/keizai1/package/20171208_package.pdf</a>)</li> <li>・規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月29日) (<a href="http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/171129/toshin.pdf">http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/suishin/publication/toshin/171129/toshin.pdf</a>)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	情放流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情放流通行政局 総務課長 岡崎 毅	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	------------------	--------	-------------------	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかっこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」: 目標達成、「ロ」: 目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」: 目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」: 目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑫)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策12: 情報通信技術利用環境の整備		分野	情報通信(ICT政策)		
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。 これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展 [中間アウトカム]: モバイル通信や光ファイバ等においてブロードバンド環境が整備されている現状にあることを踏まえて、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性向上、ブロードバンド基盤の整備促進により誰もがICTの恩恵を享受できる環境、無線システムの高度化や新規導入のニーズへの対応、利用者からの苦情・相談への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現する。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	1,409	1,105	1,609	1,339
		補正予算(b)	820	199	530	0
		繰越し等(c)	△ 772	727	△ 60	
		合計(a+b+c)	1,457	2,031	2,079	
執行額		1,193	1,805	1,544		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造 (対日直接投資) (観光) (IT・ロボットによる産業構造の改革)
	経済財政運営と改革の基本方針2016	平成28年6月2日	第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (2)新たな有望成長市場の創出・拡大 ⑤ 観光の基幹産業化
	未来投資戦略2017	平成29年6月9日	第2 具体的施策 II Society 5.0に向けた横割課題 A. 価値の源泉の創出 1. データ利活用基盤の構築 vii) 第5世代移動通信システム(5G)等の情報通信基盤の活用 III 地域経済好循環システムの構築 3. 観光・スポーツ・文化芸術 i) 観光 ③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に
	世界最先端IT国家創造宣言・データ活用推進基本計画	平成29年5月30日	第2部 官民データ活用推進基本計画 I-2 具体的施策 II-1-(5) 利用の機会等の格差の是正(デジタルデバйд対策)【基本法第14条関係】 ① 分野横断的な施策のうち重点的に講ずべき施策 ・ 離島等の条件不利地域等における超高速ブロードバンド整備・確保の推進 ・ 電気通信市場における競争促進 ② 重点分野のうち重点的に講ずべき施策 <観光分野> ・ 事業者の垣根を越えてシームレスにWi-Fi 接続できる認証連携の仕組み構築
	科学技術イノベーション総合戦略	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 IV. 我が国の強みを活かしてIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム

まち・ひと・しごと創生総合戦略2016	平成28年12月14日改訂	III. 今後の施策の方向 3. 政策パッケージ (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする (ア) 生産性の高い、活気に溢あふれた地域経済実現に向けた総合的取組 F ICT等の利活用による地域の活性化
観光ビジョン実現プログラム2017	平成29年5月30日	視点3. すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
			27年度	28年度	29年度		
①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(平成24年9月時点。平成25年7月公表)(OECD通信白書の発行が隔年のため、最新のデータを記載。) 【25年度】	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持	1位を引き続き維持 【29年度】	イ
			1位(平成26年9月時点。平成27年7月公表。)	前年度同様	前々年度同様		
2	MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)の契約数	895万契約 (平成26年末) 【26年度】	—	1,500万契約 (平成28年中)	—	1,500万契約 (平成28年中) 【28年度】	ロ
			1,155万契約 (平成27年末)	1,485万契約 (平成28年末)	1,764万契約 (平成29年末)		

<p>公正な競争環境の確保等、競争政策の推進</p>	<p>公正な競争促進に向けた取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。</p> <p>・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」情報通信審議会答申。</p> <p>・光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新性の導入等（合併・株式取得等の審査）を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p> <p>【26年度】</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備を行う。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図る。</p> <p>・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。</p>	<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成29年8月、「電気通信事業分野における市場検証（平成28年度）年次レポート」を策定・公表した。</p> <p>・電気通信市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供や料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図るための方策について検討を行うため、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」を開催（平成30年4月に報告書取りまとめ）。</p> <p>・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成30年度の算定方法について検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正（平成30年1月10日公布）。また、電気通信事業の公正な競争促進のため、平成29年3月より「接続料の算定に関する研究会」を開催し、同年9月に第一次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則等の一部改正（平成30年2月26日公布）等の制度整備を実施。</p> <p>・調査研究において、NTT東西が提供する加入電話等の料金の上限となる基準料金指数の算定に用いる生産性向上見込率（X値）の設定の考え方の整理を実施し、この結果を踏まえ、情郵審・電気通信事業部会へ諮問（平成30年5月に答申）。</p>	<p>イ</p>
			<p>・平成27年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2014」を公表。</p> <p>・調査研究の成果を基に、平成28年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会への答申（平成27年12月）を踏まえ、接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の改正等の制度整備を実施（平成28年1月13日公布）。</p> <p>・電気通信事業の公正な競争の促進のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第40号）」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第30号）」等を平成28年3月29日に公布。</p>	<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成29年8月、「電気通信事業分野における市場検証（平成28年度）年次レポート」を策定・公表した。</p> <p>・調査研究の成果も踏まえ、モバイル分野の競争促進について、「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合」等で検討を行い、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）の改正（平成29年2月15日公布）やモバイルサービスの提供条件・端末に関する指針の策定（平成29年1月10日）を実施。</p> <p>・調査研究の成果も踏まえ、平成29年度接続料の算定方法について検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）の改正等の制度整備を実施（平成29年1月4日公布）。</p>	<p>・電気通信市場に関する動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るにあたり、「電気通信市場検証会議」を開催し、平成29年8月、「電気通信事業分野における市場検証（平成28年度）年次レポート」を策定・公表した。</p> <p>・モバイル市場におけるMVNOを含めた事業者間の公正な競争を更に促進し、利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供や料金の低廉化を通じた利用者利益の向上を図るための方策について検討を行うため、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」を開催（平成30年4月に報告書取りまとめ）。</p> <p>・固定通信の接続料に関し、調査研究の成果を踏まえ平成30年度の算定方法について検討を行い、第一種指定電気通信設備接続料規則を改正（平成30年1月10日公布）。また、電気通信事業の公正な競争促進のため、平成29年3月より「接続料の算定に関する研究会」を開催し、同年9月に第一次報告書を取りまとめ、同報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則等の一部改正（平成30年2月26日公布）等の制度整備を実施。</p> <p>・調査研究において、NTT東西が提供する加入電話等の料金の上限となる基準料金指数の算定に用いる生産性向上見込率（X値）の設定の考え方の整理を実施し、この結果を踏まえ、情郵審・電気通信事業部会へ諮問（平成30年5月に答申）。</p>		

低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展を実現すること

無料公衆無線LAN環境整備を促進	④	訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組の進捗 ＜アウトプット指標＞	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年6月に「SAQ2 JAPAN Project」※を公表。</li> <li>※2020年東京オリンピック・パラリンピック以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選んで」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質なICT利用環境を実現するためのアクションプラン」。</li> <li>無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立。</li> <li>本協議会の場において、無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有及び訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組んだ。</li> <li>【26年度】</li> </ul>	無料公衆無線LAN環境の整備促進に向け、訪日外国人の動線に沿い利用が見込まれる地点を念頭に無料公衆無線LANの整備方針の作成や利用開始手続きの簡素化・一元化に係る実証実験、海外向け周知・広報の更なる推進を行い、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用開始手続きの簡素化・一元化、海外向け周知・広報の推進等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。  【29年度】	イ
				<ul style="list-style-type: none"> <li>無料公衆無線LAN整備促進協議会幹事会を平成28年1月12日に開催し、整備の方向性を明らかにするとともに各PTIにおける進捗状況や実証実験の進め方について関係者間で共有。</li> <li>上記を踏まえ平成28年2月19日に、今後の取組の方向性について「利用しやすく安全な公衆無線LAN環境の実現に向けて～訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続きの簡素化・一元化の実現等に向けた取組方針～」を発表し、2月22日より全国15ヶ所で実証実験を実施。</li> </ul>	平成28年2月の取組方針に基づき実施した実証実験の成果を踏まえ、28年9月に一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構を設立。当機構が実用化した認証方式を利用したサービスが28年10月に開始。	平成28年度に当該機構が実用化した複数事業者間で共通に利用可能な認証方式のサービスが開始され、その普及を促進したことにより、事業者間で連携したWi-Fi接続が実現した。また、無料公衆無線LAN整備促進協議会を通じ、海外向け周知・広報に取り組んでいる。		
情報システムのIPv6対応を促進	5	情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動の実施箇所数 ＜アウトプット指標＞	年7箇所 【26年度】	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所)	前年と同規模(年7箇所) 【29年度】	イ
				年8箇所	年7箇所	年7箇所		
地域の特性を踏まえた高速ブロードバンド環境の整備・確保を図る	⑥	固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数 ＜アウトカム指標＞	56団体 (平成27年3月末時点) 【26年度】	対前年度減	対前年度減	対前年度減	対前年度減 【29年度】	イ
				41団体	33団体	17団体		

<p>特定電子メール法の執行</p>	<p>7</p>	<p>特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【26年度】</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求めた。</p>	<p>特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【29年度】</p>	<p>イ</p>
<p>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p>	<p>⑧</p>	<p>電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組の進捗 ＜アウトプット指標＞</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。 ・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。 【26年度】</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、電気通信サービスの利用者保護のための制度整備を行う。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。 ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応し、相談内容等から抽出・分析した課題等を踏まえ、総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の在り方について検討を行い、「方向性」を公表（平成27年7月）。 ・電気通信サービスの利用者保護のため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」の施行に伴い必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成28年政令第40号）」を平成28年2月3日に、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第30号）」等を平成28年3月29日に公布した。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。また、「スマートフォンプライバシーガイド」の改訂を行う等の普及啓発に関する取組みを実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。 ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、電気通信事業者へ改善・検討を求める事項を取りまとめた。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施。</p>	<p>・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境を整備。 ・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容を抽出・分析した結果等について、「ICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合」で報告を行い、「評価・総括」を取りまとめた。本取りまとめ等を踏まえて、対象事業者等へ各種調査結果に関する改善指導や制度整備（「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」に事業者による基本的な実施が適切である事項（例：料金の請求情報に関する通知）等の明記を行う制度整備を実施）。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシー等を適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に資するため、スマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施し、スマートフォン利用者情報の適正な取扱い等に関してまとめた「スマートフォン プライバシー インシティアブ」(SPI)の改訂に係る検討材料として活用した。</p>	<p>電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 【29年度】</p>	<p>イ</p>

大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証とその結果の活用促進	9	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数 ＜アウトプット指標＞	大規模な異常トラフィックを迅速かつ効果的に遮断する仕組みの確立に向けた検討を実施。 【26年度】	大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施。	実証の結果を活用する延べ事業者数8者	実証の結果を活用する延べ事業者数10者	実証の結果を活用する延べ事業者数10者 【29年度】	□
				トラフィック制御に用いる要素技術を組み合わせたユースケース検証等の実施により、当該技術の異常トラフィック自動遮断に対する有効性を確認。	延べ4者	延べ7者		
情報通信ネットワーク安全・信頼性基準等の見直し	⑩	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等を行い必要に応じて制度へ反映 ＜アウトプット指標＞	・電気通信事故対策について、事故防止に係る措置の内容の充実(管理規程の実効性確保等)や、対象の見直し(通信回線を持たない事業者のうち、大規模な利用者に有料サービスを提供する者)を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。 【26年度】	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。	「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しを実施。 【29年度】	□
				平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施。	電気通信事故の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直し	平成29年8月に発生したインターネット接続障害の原因、対応策等について分析・評価した結果や、有識者からの意見を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の見直しに関し情報通信審議会において検討中。		
電気通信機器の技術基準適合性の確保	11	市場調査を行う端末機器の台数 ＜アウトプット指標＞	44台 【26年度】	30台	30台	30台	30台 【29年度】	イ
				42台	39台	40台		
	12	MRA国際研修会の参加者数 ＜アウトプット指標＞ ※ MRA (Mutual Recognition Agreement): 相手国向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国で実施することを可能とする二国間の協定	208人 【26年度】	145人	145人	145人	145人 【29年度】	イ
				240人	243人	240人		

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	事業開始や届出等の管理規程の作成等電気通信事業法の運用を通じたドメイン名の名前解決サービスの信頼性の確保	13	ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組の進捗 <アウトプット指標>	<p>・従来、電気通信事業法の適用除外とされていたため、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業については、制度上、信頼性等の確保のための規程が存在していなかった。</p> <p>・ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出（平成27年4月3日）。</p> <p>【26年度】</p>	<p>・電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年5月公布）の施行に向け、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保のための制度整備を行う。</p> <p>・改正電気通信事業法の施行（平成28年5月21日）後速やかに事業開始の届出等を受理することができるよう、新たに同法の規律の対象となる事業者へ制度の周知を行い、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図った。</p> <p>・「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第26号）の施行に伴い、電気通信事業法の規律の対象となる「ドメイン名電気通信役務」の定義等について必要となる規定の整備等を内容とする「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令」（平成28年総務省令第30号）を平成28年3月29日に公布した。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>改正電気通信事業法の施行に伴い、ドメイン名電気通信役務を提供する事業者から事業開始の届出・管理規程の届出等を受理し、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保を図った。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>ドメイン名電気通信役務の事業の届出を行っている電気通信事業者へのヒアリングを通じて、届出・報告内容の適正化を行い、ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保を図った。</p>	<p>電気通信事業の届出や、管理規程の作成・届出等の制度の運用を通じ、公共性の高い、又は大規模な（契約数が数十万以上）ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保を図る。</p> <p>【29年度】</p>	イ
		14	データセンターの地域分散化・活性化の推進 <アウトプット指標>	<p>データセンターの地域分散化・活性化について事業者への周知・啓発活動の年間の実施回数</p> <p>年2件 【26年度】</p>	<p>前年と同規模（年2件）</p> <p>年6件</p>	<p>前年と同規模（年2件）</p> <p>年22件</p>	<p>前年と同規模（年2件）</p> <p>年7件</p>	<p>年2件 【29年度】</p>	イ
安全な道路交通社会の実現に必要な情報通信技術の実現すること	安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境の実現のため、通信を利用した安全運転支援システムの実現・普及に必要な通信プロトコルの策定を促進	15	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 <アウトプット指標> ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	<p>通信セキュリティの高度化機能の検討</p> <p>安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。（なお、平成25年までの状況を踏まえ、平成26年度より関連事業を実施） 【25年度】</p>	<p>・車車間通信等による安全運転支援システムにおける情報セキュリティ要件等の検討を踏まえ、「700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン」（平成27年7月9日）を公表。</p> <p>・セキュリティ情報が漏洩した場合においても迅速に対応可能な通信プロトコルを策定。</p> <p>・700MHz帯車車間通信等の普及が進んだ場合の相互接続性を担保するため、相互接続試験手順書を策定。</p>	<p>安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。</p> <p>【27年度】</p>	イ		



	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり	
	(判断根拠)	<p>測定指標①、④、⑥、⑧、⑯、⑰については、達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えており、目標を達成することができた。</p> <p>測定指標2については、28年末では目標値には若干達しなかったが、おおむね目標を達成できた。</p> <p>測定指標3、5、7、11～14及び18については、目標を達成している。</p> <p>測定指標9については、目標値に届かなかったが、年々活用事業者が増加しており進捗していることから、おおむね目標を達成できた。</p> <p>測定指標⑩については、H29.8月発生の大規模なインターネット接続障害が年度をまたいだ対応検討となっているが、おおむね目標は達成している。</p> <p>測定指標16については、目標年度が平成32年度までであるが、割当可能な周波数帯を確保しており、目標達成に向けた進展が見られる状況である。</p>	
評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt;低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現すること</p> <p>当該施策目標については、測定指標2を除く全ての測定指標において、目標を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標①については、OECDによる公表データ(平成27年7月)においては1位であり、目標を達成できた。それ以降、OECDによるデータ公表は行われていない。</li> <li>測定指標2については、モバイル市場の競争促進のための制度整備等によりMVNO契約数は堅調に進捗しており、平成28年末では目標値であるMVNO契約数1500万に若干達しなかったが、平成28年度末には1,586万となっており、おおむね目標を達成できた。</li> <li>測定指標3については、電気通信事業分野における毎年度の市場動向等を分析・検証し、電気通信事業の制度・運用の改善を図ったり、料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討・実施する等電気通信事業の公正な競争の促進のための制度整備等を実施することにより、目標を達成できた。</li> <li>測定指標④については、無料公衆無線LAN環境整備促進に向け、利用手続の簡素化に取り組んだ結果、事業者間で連携したWi-Fi接続の実現により、目標を達成できた。</li> <li>測定指標5については、IPv6関連のセミナー等の機会を捉えて普及啓発活動を行うことにより、目標を達成することができた。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標⑥については、固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数は17団体と基準値(平成27年3月56団体)から約70%減少し、目標を達成できた。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること</p> <p>当該施策目標については、測定指標9を除き、目標を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標7については、特定電子メールの送信の適正化に関する法律等を適正に執行することにより、目標を達成できた。</li> <li>測定指標⑧については、電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直しやスマートフォンアプリケーションのプライバシーポリシー掲載状況調査を実施する等の取組を行い、目標を達成できた。</li> <li>測定指標9については、国際標準化済みの技術について本実証により有効性を確認できたものの、実際に製造された機器にベンダ間の相性等の問題が生じ、機器ベンダ側においてこの修正が試みられているところであり、多くの事業者は、ベンダのこの修正が完了するまで実証結果の活用を留保したため、目標値には届かなかったが、年々活用事業者が増加しており進捗していることから、おおむね目標を達成できた。なお、ベンダの修正が完了すれば、実証結果の活用は拡大する見込みである。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること</p> <p>当該施策目標については、測定指標⑩を除き目標を上回ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標⑩については、平成27年4月に「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について有料・一定規模以上の回線非設置事業者に対する項目追加等の改正を実施したほか、平成29年8月に発生したインターネット接続障害発生事故を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」等の更なる見直しを検討中であり、おおむね目標を達成できた。</li> <li>測定指標11については、市場調査における端末機器の管理を適切に行うことにより、目標を達成できた。</li> <li>測定指標12については、MRA国際研修会の開催に際し、関係団体への周知・広報や機器メーカーへの直接の働きかけ等を行ったことにより、目標を超過する参加者数を確保することができたことから、目標を達成できた。</li> <li>測定指標13については、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のため、事業者の届出ができるために必要となる規定の整備や事業者へ制度の周知を行うことにより、目標を達成できた。</li> <li>測定指標14については、計画的な周知・啓発活動を行うことにより、目標を達成できた。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標⑮については、安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティに関してガイドライン及び通信プロトコルを策定することができた。また、本ガイドラインに準拠した形で製品化が行われた上で市場に流通しており、セキュリティ機能が確保されていることから、目標を達成できた。</li> </ul> <p>&lt;施策目標&gt;無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応し、情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること</p> <p>当該施策目標については、目標年度が平成32年度であるものを除き、測定指標について目標達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>測定指標16については、移動通信システム用の周波数帯域として新たに160MHz幅を確保し、前年度の実績を上回ることができたが、目標年度が平成32年度であるため、達成、未達成の評価を行っていない。</li> <li>測定指標⑰については、ワイヤレス電力伝送システムや無人移動体画像伝送システム等の技術基準を策定し、新たな電波利用システムの実現に必要な制度整備を実施することができた。</li> <li>測定指標18については、訪日観光客等が我が国に持ち込む端末の円滑な利用を可能とする制度整備を行い、目標を達成できた。</li> </ul>	

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3については、目標を達成しているため、引き続き利用者利便の向上を図るための制度改善や見直しを推進していくこととする。</li> <li>・測定指標5については、目標を達成しているが、より効果的かつ効率的な普及啓発活動が実施できるよう、開催方法の見直し等を検討する。</li> <li>・測定指標7については、目標を達成しているため、引き続き迷惑メール対策の取組を着実に推進していくこととする。</li> <li>・測定指標⑧については、目標を達成しているため、引き続き電気通信サービス利用者の苦情・相談対応とともに消費者利益確保のための政策の見直しを通じた消費者利益保護を推進していくこととする。</li> <li>・測定指標⑩については、情報通信ネットワークの安全・信頼性基準の見直しを検討中であり、引き続き制度の見直しに向けた取組を推進していくこととする。</li> <li>・測定指標11については、目標を相当超過しており、引き続き電気通信機器の安全・信頼性向上のため端末機器の市場調査を推進していくこととする。</li> <li>・測定指標12については、目標を相当超過しているが、より効率的・効果的な国際研修会を開催するため、開催方法等の見直しを検討する。</li> <li>・測定指標14については、目標を相当超過しているが、より効率的・効果的な周知啓発活動を実施するため、開催方法等の見直しを検討する。</li> <li>・測定指標16については、目標年度となっていないことから評価を行っていないものの、前年度との比較では着実に推進していることから、引き続き周波数確保の取組を推進していくこととする。</li> <li>・測定指標⑰については、目標を達成しているが、新たな電波利用ニーズの動向を把握し新たな電波利用システムの導入に向けた制度整備を引き続き推進していくこととする。</li> </ul> <p>なお、以下の測定指標については、下記理由により次期施策目標の指標から削除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①については、平成28年度以降、OECD通信白書のデータ公表がないため、目標値に対する評価が困難であることから、次期施策目標の指標から削除する。</li> <li>・測定指標④については、事業者間で連携したWi-Fi接続の実現により、訪日外国人にとって使いやすい通信環境の改善に取り組んだことから、当初予定していた目標を概ね達成することができたため、次期施策目標の指標から削除する。</li> <li>・測定指標⑥については、基準値となる固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数が56団体(平成27年3月)から約70%減少したことにより、施策目標を概ね達成することができたことから、次期施策目標の指標から削除する。</li> <li>・測定指標9については、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証を実施し、本実証の有効性を確認したことから、実証結果を活用する事業者の拡大が見込めることにより、当初予定していた目標を概ね達成することができたため、次期施策目標の指標から削除する。</li> <li>・測定指標13については、ドメイン名の名前解決サービスを提供する電気通信事業者からの届出等を通じ、当該サービスの信頼性を確保することにより、当初予定していた目標を概ね達成することができたため、次期施策目標の指標から削除する。</li> <li>・その他、測定指標2、⑮及び18については目標年度を迎えたことから、次期施策目標の指標から削除する。</li> </ul> <p>&lt;今後の政策の方向性&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信分野は技術革新やサービスの多様化が著しく、国民生活に着実に浸透している現状を踏まえ、電気通信事業者の公正な競争促進、電気通信サービスの安全・安心な利用環境の整備、電気通信事業の安心・信頼性の向上、無線システムの高度化に伴う新たなニーズに対応することは、国民にとって必要不可欠であり、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展に向けた各種の取組等を、さらに充実させていく必要がある。</li> </ul>	
	(平成31年度予算概算要求に向けた考え方)	
	II 予算の継続・現状維持	
	平成31年度予算概算要求への主な反映内容	情報通信基盤整備推進事業については、基準値となる固定系超高速ブロードバンド基盤・ゼロ地方公共団体数が56団体(平成27年3月)から約70%減少するなど、当初予定していた目標を概ね達成したため、予算要求を行わないこととする。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	—	

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月、株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、明治大学専門職大学院ガバナンス研究科の西出順郎教授及び鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から、政策の分析、次期目標への反映の方向性等の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。</li> </ul>
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	電気通信事業分野における市場検証(平成29年度)年次レポート(平成30年8月28日) ( <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000261.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000261.html</a> )
-------------------------------	---

担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他6課室 電波部 電波政策課 他4課室	作成責任者名	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課長 山崎 良志 電波部電波政策課長 布施田 英生	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	--	--------	--	----------	---------

- ※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。
- ※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。
- ※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。
- ※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-⑭)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策14:ICT分野における国際戦略の推進				分野	情報通信(ICT政策)
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、トップセールスによる官民ミッション団の派遣、国内外におけるセミナーの実施、要人の招へい等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献する。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]:ICT分野における我が国の国際競争力強化や諸外国との協力関係の構築・強化及び政策協調を通じた、我が国の経済成長の促進及び国際社会への貢献 [中間アウトカム]:二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて円滑な情報流通等国際的な政策協調に貢献するとともに、国内外におけるセミナーの実施、官民ミッション団の派遣、要人の招へい、モデルシステムの構築等を通じて我が国ICT企業の海外展開を支援し、ICTによる各国の課題解決を図る。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	2,371	2,232	1,733	1,833
		補正予算(b)	500	499	500	0
		繰越し等(c)	△ 500	500	△ 498	
		合計(a+b+c)	2,371	3,231	1,735	
執行額		2,294	3,056	1,666		

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内 閣の重要政策(施政 方針演説等のうち主 なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	インフラシステム輸出戦略	平成25年5月17日 (平成26年6月3日改訂) (平成27年6月2日改訂) (平成28年5月23日改訂) (平成29年5月29日改訂) (平成30年6月7日改訂)	第2章 具体的施策 1. 官民一体となった競争力強化 (2)経済協力の戦略的展開(政策支援ツールの有効活用) (3)競争力の向上に向けた官民連携 2. 質の高いインフラの推進による国際貢献 3. 我が国の技術・知見を生かしたインフラ投資の拡大 (2)先進的な技術・知見の展開、実証や研究開発等を通じた貢献
	未来投資戦略2018	平成30年6月15日	第2章 具体的施策 II. 経済構造革新への基盤づくり [3]海外の成長市場の取り込み (3)新たに講ずべき具体的施策 ii) 日本企業の国際展開支援 ① インフラシステム輸出の拡大 ③ データ流通・利活用に係る国際共通認識・ルール形成
	経済財政運営と改革の基本方針2018	平成30年6月15日	第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 5. 重要課題への取組 (3)経済連携の推進 ② 海外展開の促進

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
			27年度	28年度	29年度		
二国間・多国籍等 の枠組みによる協 議等を通じて、円 滑な情報流通等、 我が国ICT企業 の海外展開に貢献 すること	① 二国間・多国籍間における協 議を通じた、諸外 国との協力関係の 構築・強化及び政 策的協調	38回 (22年度～26年度の平均) 【26年度】	38回程度	38回程度	38回程度	38回程度 【29年度】	イ
			47回	48回	58回		
我が国の ICTシス テムを 活用した課 題解決手 法の紹介 等を通じ た、途上 国との協 力関係の 構築・強 化	② ICT分野に関する協力強化に ついて合意した途上国との案 件数 <アウトプット指標>	27件 (政務レベル13件) (22年度～26年度の平均) 【26年度】	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度)	27件程度 (政務レベル13件程度) 【29年度】	イ
			19件 (政務レベル10件)	23件 (政務レベル16件)	37件 (政務レベル14件)		
我が国の 質の高い ICTイン フラの技 術的優 位性・信 頼性につ いての理 解の促進	③ 国内外におけるセミナー・シ ンポジウム等の開催、官民ミ ッション団派遣等の実施回数 <アウトプット指標>	11回 (セミナー等) 5回 (ミッション団) (22年度～26年度の平均) 【26年度】	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団)	12回程度 (セミナー等) 5回程度 (ミッション団) 【29年度】	イ
			18回 (セミナー等) 3回 (ミッション団)	42回 (セミナー等) 1回 (ミッション団)	30回 (セミナー等) 12回 (ミッション団)		
	④ ICT海外展開の推進の実施回 数(モデルシステム(地デジ、 ICT防災システム等)の構築・ 運営等) <アウトプット指標>	8回程度 (22年度～26年度の平均) 【26年度】	8回程度	8回程度	8回程度	8回程度 【29年度】	イ
			15回	6回	9回		

諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国課題解決に貢献すること	ICTインフラ整備、運営及び維持管理等のパッケージ展開の促進	5	ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備 ＜アウトプット指標＞	<p>・我が国のICT国際競争力の強化及び国際展開に関する方策等を検討し、ICTによる経済成長と国際社会への貢献を実現するため、平成25年12月より、「ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会」を開催。</p> <p>・上記懇談会における議論を踏まえ、同懇談会の提言として、国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備を含む「ICT国際競争力強化・国際展開イニシアティブ」がとりまとめられ、平成26年6月に公表。</p> <p>・上記提言を受け、海外において電通信事業、放送事業若しくは郵便事業又はこれらの関連事業を行う者に対して資金供給等の支援を行うことを目的とする機構の設立、業務の範囲等について定める「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」を国会へ提出（平成27年3月3日）。</p> <p>【26年度】</p>	「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法」（平成27年法律第35号）施行のための政省令制定等を行うとともに、平成27年秋頃を目標に、ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。			ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みとして、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」を設立。	イ
	リスクマネー供給による、海外における電通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発（プロジェクトへの参加を促進）	⑥	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数（出資企業＋受注関連企業） ＜アウトカム指標＞	平均2社/件以上 【28年度】	平均2社/件以上	平均2社/件以上	平均2社/件以上	平均2.5社/件	平均2社/件以上 【29年度】

目標達成度合いの測定結果 （※4）	（各行政機関共通区分）	目標達成
	（判断根拠）	施策目標として掲げている「二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること」については、主要な測定指標である測定指標1及び2について目標を達成しており、ICT協力について諸外国と協議を行う等、我が国ICT企業の海外発展に貢献することができた。また、「諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること」については、測定指標3、4及び6の目標を達成した。
	<p>＜施策目標＞二国間・多国間等の枠組みによる協議等を通じて、円滑な情報流通等、我が国ICT企業の海外展開に貢献すること</p> <p>・測定指標1（二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施回数）については、過去3年の総数でみると目標を達成することができた。具体的には、国際会議については、我が国が主催したG7香川・高松情報通信大臣会合（平成28年4月）での議論を継承して開催されたG20デジタル大臣会合（平成29年4月）並びにG7情報通信・産業大臣会合（イタリア：平成29年9月）及びG7イノベーション大臣会合（カナダ：平成30年3月）への参加、第7回世界電気通信開発会議（WTDC-17）（平成29年10月）や日ASEAN情報通信大臣会合（平成29年12月）等の国際会議への参加、また、二国間の関係については、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話や日仏ICT政策協議等をはじめとする各国の協議を行った。</p> <p>・測定指標2（ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数）については、過去3年の総数でみると目標を達成することができた。具体的には、我が国ICTシステムを活用した課題解決手法の紹介等を通じた、途上国との協力関係の構築・強化に向けて、フィリピンやインドネシアを始め40カ国近い国々との会談等を行った。また、エルサルバドルやニカラグアとは地デジ協力に関する覚書を締結した他、アルゼンチンやベトナムといった国ともICTに関連する覚書を締結することによって、相当数の国とICT協力について合意を行うことができた。</p>	

評価結果	政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt; 諸外国への我が国ICT企業の海外展開を支援し、各国の課題解決に貢献すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標3(国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、官民ミッション団派遣等の実施回数)については、我が国の質の高いICTインフラの技術的優位性・信頼性についての理解を促進するために、国内外問わずセミナーやワークショップ、シンポジウム等を積極的かつ適切に開催することによって、また、日露ICT郵便政策対話や日仏政策協議等への我が国企業のミッション団派遣を通じて、過去3年の総数でみると目標を達成することができた。</li> <li>・測定指標4(ICT海外展開の推進の実施回数(モデルシステム(地デジ、ICT防災システム等)の構築・運営等))については、過去3年の総数でみると目標を達成することができた。具体的には、マレーシアやペルーにおいて防災分野のICTシステムの導入に向けて実証事業を行うとともに、オーストラリアにおいては、農業における準天頂衛星を活用した高精度・高効率分析システムの調査を行うなどして、相手国におけるモデルシステムの構築・運営を実施することによりICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援に貢献した。</li> <li>・測定指標5(ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備)については、ICTインフラ整備、運営及び維持管理等のパッケージ展開の促進を目的とした、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」(JICT)を平成27年に設立することによって目標を達成した。</li> <li>・測定指標6(株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の支援案件に参加する日本企業数(出資企業+受注関連企業))については、目標を達成することができた。具体的には、平成27年に設立したJICTにおいて、リスクマネー供給による、海外における電気通信事業、放送事業又は郵便事業等への民間資金の誘発(プロジェクトへの参加を促進)を行い、平成29年度は「日本・グアム・豪州間光海底ケーブル事業への支援」及び「ミャンマー連邦共和国における放送番組制作設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提携事業」を決定する等の出融資を行った。</li> </ul>
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測定指標①から4については目標を達成しているが、引き続き、過去の実績値及びその平均で基準値を設定。</li> <li>・測定指標5については、「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構」(JICT)を平成27年に達成するなど、当初の目標を達成したため、有識者のご意見を踏まえ、測定指標を削除することとする。</li> <li>・測定指標⑥については目標を達成しているが、当該指標は、今後、施策目標である「各国の課題解決に貢献」よりも「我が国ICT企業の海外展開に貢献」の方がより適切な施策と考えられることから、測定指標の移行を行うこととする。</li> </ul> <p>以上により、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと評価した。</p> <p>&lt;備考:成果における総評&gt; 従来より積極的にアプローチしている中南米諸国や東南アジア諸国以外に、ロシアへの展開も近年進んできている。また、2016年、香川・高松において開催したG7情報通信大臣会合を契機としたG7及びG20の枠組みの中での議論も活発化しているところ。</p> <p>&lt;今後の政策の方向性&gt; 我が国ICT企業の海外発展に貢献するため、二国間・多国間の協議を進めていくとともに、セミナー等を通じた我が国の企業に対する支援を実施するなど、引き続き効率的・効果的な取組を推進していく。また、実証実験については相手国のニーズを踏まえて、具体的案件形成につながるよう推進していく。</p> <p>以上により、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと評価した。 測定指標(1、2、3、4、5及び6)については、今後、有識者からのご意見を踏まえて、一応の目標を達成した5を廃止し、6を新3に移動させる等の見直しを行うこととした上で、引き続き効率的及び効果的な取組を推進していく。</p> <p>(平成31年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p> <p>平成31年度予算概算要求への主な反映内容   ICT国際競争力強化パッケージ支援事業については、よりメリハリのある推進を実施するため、①米国・ロシア案件、②政務によるトップセールス及び政府全体の方針に沿った案件、③サイバーセキュリティ案件という切り口を主軸に増額要求を行う。 また、特殊要因として平成31年のG20貿易・デジタル経済大臣会合開催経費を要求し、国際的枠組みの中で、質の高いICTインフラの必要性を広めていく。</p> <p>税制、法令、組織、定員等への主な反映内容   特になし</p>

学識経験を有する者の知見等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年7月、鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から評価の記述について御意見をいただき、指標1について国際会議は複数国(マルチ)で協力枠組みやルールを作成する場であること、一方で政策協議は2カ国同士(バイ)で個別具体的な案件等を協議する場であることから、両者の違いを踏まえて区分することとし、また指標2については明治大学専門職大学院がバナンス研究科の西出順郎教授からの評価を踏まえて、途上国以外の国への取組も反映させることとした。</li> <li>・座長である株式会社政策情報システム研究所の北大路信郷代表取締役所長の評価において、定量化が難しいテーマの中で、指標化について一定の評価をいただいたが、今後も改良に向けて検討を進めたい。また、定性的な評価として、備考に、定性的な評価として海外展開支援の成果を上げている国について総評を記載する等の検討をしたい。</li> </ul>
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業競争力の強化に関する実行計画(平成30年2月6日) (<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keikaku_honbun_180206.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/keikaku_honbun_180206.pdf</a>)</li> <li>○未来投資戦略2018(平成30年6月15日) (<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf</a>)</li> <li>○経済財政運営と改革の基本方針2018(平成30年6月15日) (<a href="http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicspolicies_ja.pdf">http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicspolicies_ja.pdf</a>)</li> <li>○科学技術イノベーション総合戦略(平成29年6月2日) (<a href="http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf">http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2017/honbun2017.pdf</a>)</li> <li>○世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画(平成30年6月15日) (<a href="https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital_sengen_honbun_2018.pdf">https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/digital_sengen_honbun_2018.pdf</a>)</li> <li>○インフラシステム輸出戦略(平成30年6月7日) (<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai37/siryoku2.pdf">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai37/siryoku2.pdf</a>)</li> </ul>
-------------------------------	---

担当部局課室名	国際戦略局 国際政策課 他4課室	作成責任者名	国際戦略局 国際政策課長 高地 圭輔	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	------------------	--------	--------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄の「年度」は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成29年度実施政策)

(総務省29-17)

政策(※1)名	政策17: 恩給行政の推進			分野	国民生活と安心・安全	
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	[最終アウトカム]: 高齢化が進んでいる恩給受給者とその御家族が、安心して生活していただける社会を実現 [中間アウトカム]: 恩給受給者の平均年齢は90歳を超えており、その御家族も含め高齢化が進んでいる現状を踏まえ、国家のために生命を賭して尽くされた旧軍人等とその遺族の方々の生活を支えるとともに、安心して恩給を受給していただくため、受給者等に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		27年度	28年度	29年度	30年度
	予算の状況 (注)	当初予算(a)	374,548 (1,916)	325,749 (1,251)	280,400 (1,133)	238,157 (1,097)
		補正予算(b)	△51 (△51)	△61 (△61)	△54 (△54)	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	374,498 (1,866)	325,687 1,190	280,345 (1,079)	
執行額		369,028	319,070	272,158		

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、主要な測定指標)	基準(値) 【年度】	年度ごとの目標(値)			目標(値) 【年度】	達成 (※3)
			年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績) <sup>(※2)</sup>				
			27年度	28年度	29年度		
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 目標期間内の処理を徹底するため、部内会議で毎月の恩給請求処理状況を把握し、必要に応じて改善を図ること	0.38か月分 (平成22～26年度の平均値) 【26年度】	0.38か月分以下	0.36か月分以下 (平成23～27年度の平均値以下)	0.33か月分以下 (平成24～28年度の平均値以下)	平成24～28年度の平均値以下 【29年度】	イ
			0.31か月分	0.28か月分	0.25か月分		
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	② 相談電話混雑時間帯の相談体制の強化及び緊急時対応マニュアルの活用などにより相談者の待ち時間の減少を図ること	15.4% (平成22～26年度の平均値) 【26年度】	15.4%以下	16.1%以下 (平成23～27年度の平均値以下)	16.3%以下 (平成24～28年度の平均値以下)	平成24～28年度の平均値以下 【29年度】	イ
			14.0%	14.6%	12.4%		
相談情報の共有及び相談マニュアルの改善などにより各自の相談技術の向上を図ること	③ 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度  【計測方法】全来訪者を対象とした記入式アンケートにより、相談担当職員への対応について、3段階で評価し、満足度合を測定 <アウトカム指標>	98.8% (平成22～26年度の平均値) 【26年度】	98.8%以上	99%以上 (平成23～27年度の平均値以上)	99.3%以上 (平成24～28年度の平均値以上)	平成24～28年度の平均値以上 【29年度】	イ
			100%	100%	100%		

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
	(判断根拠)	主要な測定指標を含む全ての測定指標において目標が達成されたことから、本政策については「目標達成」と判断した。
政策の分析 (達成・未達成に関する要因分析)	<p>&lt;施策目標&gt; 恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること 当該施策目標については適切な取組を図り、目標値を上回ることができた。</p> <p>・測定指標1については、部内会議での月次処理件数把握・確認や困難案件等の裁定事例集を作成・共有するなどの未処理案件比率の低下に資する取組を行うことにより、目標を達成することができた。</p>	
	<p>&lt;施策目標&gt; 相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること 当該施策目標については、適切な取組を図り、目標値を上回ることができた。</p> <p>・測定指標2については、部内会議を通じた各週の恩給相談電話の混雑状況についての情報共有や混雑予想日(連休明け等)の的確な対応体制を整備することを通じ、恩給相談電話の混雑率の低下に努め、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標3については、随時恩給相談マニュアルの充実を図り、相談担当室内で勉強会を開催するなど各自の相談技術の向上を図るとともに、個々の恩給相談に的確に対応するように努め、目標を達成することができた。</p>	
評価結果	<p>&lt;今後の政策の方向性&gt; 恩給受給者とその御家族に安心して恩給を受給していただくため、引き続き恩給業務を着実に実施するとともに、より一層のサービス向上に努める。</p> <p>・測定指標1については、恩給請求の処理状況をより的確に把握するため、毎月測定を行うこととし、従来の指標「年度末における請求未処理案件比率(年度末における残案件数/月間平均処理件数)」から「各月の未処理案件比率((月末における未処理件数/月間案件数)の年平均)」へ変更する。また、目標値についても、実態をより明確に反映させるため過去5年間の実績の平均値から過去3年間の実績(基準値を下回る場合には、基準値を用いる)の平均値へ変更する。</p> <p>・測定指標2については、恩給電話相談対応の充実を図るため、引き続き「恩給相談電話混雑率(不対応件数/着信件数)」を指標とする。なお、目標値については、実態をより明確に反映させるため過去5年間の実績の平均値から過去3年間の実績(基準値を下回る場合には、基準値を用いる)の平均値へ変更する。</p> <p>・測定指標3については、より広範な恩給相談に対するサービス向上を図るため、全恩給相談者(来訪者、電話相談者)を対象とした指標として、新たに「恩給相談対応職員研修実施回数及び恩給相談に対する説明対応に係る苦情発生件数」を設定する。</p>	
	(平成31年度予算概算要求に向けた考え方)	
	II 予算の継続・現状維持	
	平成31年度予算概算要求への主な反映内容	評価結果を踏まえ、より効率的に事業実施を行う観点から、事務処理経費やシステム経費等の必要経費を精査の上、引き続き恩給行政を推進するために必要な予算の要求を行った。
税制、法令、組織、定員等への主な反映内容	-	

学識経験を有する者の知見等の活用	平成30年7月、鎌倉女子大学学術研究所の山本清教授から、測定指標欄の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。
------------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料、データその他の情報	恩給企画管理官(室)実績調べ(平成27年度～平成29年度)
-------------------------------	-------------------------------

担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官室他1室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官 遠山 哲也	政策評価実施時期	平成30年8月
---------	-------------------------	--------	---------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 「年度ごとの実績(値)又は施策の進捗状況(実績)」欄のかつこ書きの年度は、その測定指標の直近の実績(値)の年度を示している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。